

第100回国有財産東北地方審議会

日 時 平成26年6月9日（月）
午後2時00分から午後2時47分

場 所 東北財務局第一会議室

第 1 0 0 回国有財産東北地方審議会 議 事 録

〔審議会日程〕

開催日時 平成 2 6 年 6 月 9 日（月）
午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 4 7 分
開催場所 東北財務局第一会議室

〔 1 . 開 会 〕

○鈴木管財総括第一課長

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから第 1 0 0 回国有財産東北地方審議会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます管財総括第一課長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

皆様のお手元に委員名簿をお配りしてございますが、本審議会は 1 2 名の委員で構成されており、本日は 9 名の方の御出席をいただいております。これは国有財産法施行令第 6 条の 8 に基づく会議の成立要件でございます、半数以上の御出席をいただいておりますので当審議会は有効に成立しましたことを御報告いたします。

〔 2 . 財務局長挨拶 〕

○鈴木管財総括第一課長

それでは、会議に先立ちまして、東北財務局長の岸本から御挨拶を申し上げます。

○岸本局長

財務局長の岸本でございます。

本日は委員の皆様方におかれましては非常にお忙しい中、第 1 0 0 回の国有財産東北地方審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から国有財産行政に加えまして、財務金融行政全般にわたりまして格別な御理解、御協力を賜っておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

昨年 1 2 月に当審議会の委員の任期満了に伴う改選をさせていただきました。皆様方におかれましては、委員の委嘱に際しまして、御多忙の中にもかかわらず快くお引き受け賜りましたこと、誠にありがとうございます。2 年間、何とぞよろしくお願い申し上げます。

当審議会は今回で第 1 0 0 回ということでございます。大変歴史のある会議でございます。この間、委員の皆様方から貴重な御意見を賜りまして、東北地方における国有財産行政に多大な貢献をさせていただいてきておるところでございます。

本日は諮問事項はございませんが、改選後、初めての会議でございまして、会長を選出していただいておりますことから、後ほど皆様方の互選によりまして会長を選出していただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、前回審議会で御審議いただき答申を賜りました事案の現在の状況でありますとか、庁舎等の使用に関する調整の実施状況などにつきまして後ほど御説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から3年3カ月が経過しようとしておりますが、当財務局におきましては、国有財産行政を初めとしまして私どもがツールとして持っております財政あるいは金融の施策を通じまして、東北地方の復興に向けて全力で取り組んでおるところでございます。

国有財産行政の関係におきましては後ほど御説明申し上げますが、震災直後から地方公共団体を通じまして被災者の方の仮設住宅として国家公務員宿舎を提供しておりますほか、仮設住宅の用地、あるいは仮設庁舎などとして国有地が活用されているところがございます。

また、平成25年4月19日に総理から、強い経済を取り戻すための三本目の矢として成長戦略、その一つといたしまして待機児童解消加速化プランというのが公表されております。その一環といたしまして、東北財務局では、仙台市に対しまして平成24年4月から国家公務員宿舎の空き室を提供しているほか、保育所の用地として国有地を活用していただくように協議を進めているところでございます。こういったことも含めまして、今後とも皆様方から御指導、御支援を賜りながら国有財産の有効活用と財政貢献に努めてまいりたいと考えております。

本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、最初の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔3. 委員紹介〕

○鈴木管財総括第一課長

それでは、議事に入ります前に、昨年12月の委員改選後、最初の審議会でございしますので、僭越ではございますが、私のほうから委員の皆様を御紹介させていただきます。甚だ勝手ながら、五十音順に御紹介させていただきます。

浅野・松尾協同法律事務所所長の浅野孝雄様でございます。

○浅野委員

浅野です。よろしくお願い致します。

○鈴木管財総括第一課長

NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ副理事長の入間田範子様でございます。

○入間田委員

入間田でございます。

○鈴木管財総括第一課長

株式会社七十七銀行代表取締役頭取の氏家照彦様でございます。

○氏家委員

氏家でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木管財総括第一課長

山形大学地域教育文化学部教授の大友幸子様でございます。

○大友委員

大友です。よろしくお願い致します。

○鈴木管財総括第一課長

秋田県農業会議副会長の高瀬俊作様でございます。

○高瀬委員

高瀬です。どうぞよろしくお願い致します。

○鈴木管財総括第一課長

東北ニュービジネス協議会 6次産業部会長の針生信夫様でございます。

○針生委員

針生でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

東北大学大学院経済学研究科教授の増田聡様でございます。

○増田委員

東北大の増田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

岩手県立大学総合政策学部准教授の山田佳奈様でございます。

○山田委員

山田と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

福島商工会議所副会頭の和合アヤ子様でございます。

○和合委員

和合です。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

なお、本日は海輪様、塩越様、須藤様が御都合により欠席されております。

続きまして、当局のメンバーを御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました東北財務局長の岸本でございます。

○岸本局長

どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

管財部長の沼澤でございます。

○沼澤部長

沼澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

管財部次長の大島でございます。

○大島管財部次長

大島でございます。どうぞよろしく願いします。

○鈴木管財総括第一課長

そして私、管財総括第一課長の鈴木でございます。どうぞよろしく願いします。

また、委員の皆様には、御発言いただく際にはマイクの緑色のボタンを押していただきますようお願いいたします。

[4 . 会長選出]

○鈴木管財総括第一課長

次に、会長選出に入らせていただきます。

先ほどの局長挨拶にもございましたが、今回は昨年12月の委員改選後初めての審議会でございますので、会長を選出していただきたいと思っております。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして委員の皆様の互選により選出することとされております。

お手元に委員名簿をお配りしてございますので御推薦いただきたく存じますが、いかがでございますでしょうか。お願いいたします。

○入間田委員

委員の入間田でございます。

私から氏家委員を推薦したいと思います。

氏家委員は、皆様御承知のとおり、東北の金融・経済界を代表するお一人として幅広く活躍され、御見識も優れた方と認識しておりますことからぜひ会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木管財総括第一課長

ただいま入間田委員から、氏家委員を会長に推薦との御発言がありましたが、いかがでございますでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございました。

では、御異議がないようでございますので、氏家委員に当審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、氏家委員、どうぞこちらの会長席までお願いいたします。

〔氏家委員 会長席に着席〕

〔5. 会長挨拶〕

○鈴木管財総括第一課長

それでは、氏家会長より御挨拶を賜りました上で、以後の運営は会長にお願いしたいと存じます。

また、国有財産法施行令第6条の5第3項に、会長の職務を代理する委員を会長があらかじめ指名することとされておりますので、あわせて御指名いただきますようお願いいたします。

それでは、氏家会長、よろしくお願いいたします。

○氏家会長

ただいま御選任いただきました氏家でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

若干御挨拶を申し上げますと、国有財産東北地方審議会でありますけれども、東北財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということを審議する誠に重要な会議でございます。会長といたしまして、本審議会の使命を果たすために円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましてはこれまで同様、活発な御議論を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔6. 会長代理の指名〕

○氏家会長

それでは、議事に入ります前に、当審議会の会長代理を指名させていただきたいと思
います。

会長代理につきましては、国有財産法施行令第6条の5第3項により会長があらかじめ
指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

会長代理には、増田委員をお願いいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い
申し上げます。

○増田委員

ただいま御指名いただきました東北大の増田です。このほか、国有財産の有識者会議
というところにも参加しておりますので、そちらの関係もこれと深い関係にあると思
いますので、会長代理を引き受けさせていただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

○氏家会長

なお、本審議会でございますけれども、審議会規則によりまして議事録の公開を前提
としております。後日、東北財務局のホームページに内容を公開することといたしま
すので、皆様方には御承知おき願いたいと存じます。

それでは、失礼して座って進めさせていただきます。

〔7. 報告事項〕

- (1) 青森県むつ市に所在する財務省所管一般会計所属の普通財産をむつ市に対し、都
市再生整備計画事業用地として時価売払いする事案について
(第99回審議会答申事項の処理状況報告)

○氏家会長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

今回は諮問事項はございませんので、議事次第にあります報告事項3件について事務
局から説明をお願いしたいと存じます。

まず最初に、報告事項1の説明をお願いいたします。

○沼澤管財部長

管財部長の沼澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項の説明に入ります前に、財務局の組織と国有財産制度や地方審議会の概要に
ついて簡単に説明させていただきます。

最初に、財務局の組織について説明させていただきます。

財務局は、全国10カ所に9財務局及び1財務支局が設置されております。また、財務局及び財務支局には、その所掌事務を分掌させるための出先機関としまして全国主要の地40カ所に財務事務所、さらに主として国有財産関係事務の一部を分担させるために全国に13の出張所が設置されております。東北には仙台市に財務局、宮城県を除く5県の県庁所在地に財務事務所が置かれております。

財務局の機構については、財務省の地方出先機関として財政と国有財産に係る業務のほか、金融庁の事務委任を受けて金融機能の安定の確保と利用者保護、そして金融の円滑化に係る業務を行っております。

国有財産に係る業務は、財務省は理財局、財務局は管財部、財務事務所は管財課で行っております。

次に、国有財産制度の概要を簡単に説明させていただきます。

まず、国有財産の範囲でございますが、国は不動産、動産、用益物権、知的財産権、有価証券など多種多様な財産を所有しております。その中でこの審議会でご審議いただく対象は、国有財産法に規定されている国有財産に限定されておまして、不動産や一部の動産、有価証券等、これが対象になっております。

次に、国有財産の分類でございますが、国有財産法においては、国有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産には庁舎などの公用財産や道路・河川などの公共用財産などがあり、各省・各庁の長が管理することとなっております。

普通財産には、庁舎などの跡地、物納された土地などが含まれ、原則として財務大臣が管理、処分することとされております。

次に、国有財産地方審議会の概要について簡単に説明させていただきます。

国有財産の管理や処分は、国民経済あるいは国民生活に影響を及ぼすことが大きいことから、民間有識者等の意見を聞く必要があるため、国有財産法第9条の2に基づき財務局ごとに国有財産地方審議会を置くこととされております。

なお、国有財産東北地方審議会は、昭和32年に第1回を開催して、今回で100回目を迎えているところでございます。

次に、国有地の売却手続について説明させていただきます。

国有地の売却や貸し付けは、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかにかつ透明・公平に行うため、原則となる統一的なルールを定めております。具体的には3カ月間、地方公共団体等からの取得要望の受け付けを行い、受け付け期間中に取得要望がない場合には一般競争入札により売却することとしております。当審議会においては、これらの要望を受けた際、面積が大きい財産や社会的関心が高い財産等につきまして、その適否を御審議いただくこととされております。

それでは、続きまして、報告事項1の「青森県むつ市に所在する財務省所管一般会計所属の普通財産をむつ市に対して都市再生整備計画事業用地として時価売払いする事案」につきまして、これまでの経過と今後の予定について御報告いたします。

なお、本件は前回、昨年6月開催の第99回東北地方審議会にお諮りし、答申をいただいた事案でございます。

対象財産は青森県むつ市桜木町に所在いたします財務省所管一般会計の普通財産5筆。

土地合計面積が7,390平方メートル。ほかに木造平屋建て130平方メートルの建物が1カ所ございます。これら財産は、防衛省海上自衛隊大湊地方総監部職員宿舎敷地及び旧日本海軍参謀長の官舎として使用されていた財産でございます。

対象財産の位置でございますが、本財産は青森県下北半島のむつ市に所在しております、JR大湊線大湊駅の南西約3.2キロメートル、海上自衛隊大湊地方総監部が南側に位置しております。

案内図により周囲の状況を御説明いたします。

対象財産は、赤色で表示した部分でございますが、東側は戸建て住宅が建ち並び、南側に海上自衛隊大湊地方総監部施設「北洋館」が所在し、また北側には国の重要文化財に指定されております大湊水源地公園施設が所在している地域でございます。

むつ市の利用計画でございますけれども、むつ市では平成23年度から27年度までの5カ年計画で、「北の防人大湊地区都市再生整備計画事業」を展開しております。

事業の概要としては、旧大湊水源地水道施設がある「水源池公園」、海上自衛隊大湊地方総監部施設内にある旧軍施設の資料を展示している「北洋館」など、市民・観光客など誰もが楽しめる憩いのゾーンを整備し、むつ市の地域交流、観光交流の拡大、増進を目指すこととしているものでございます。

国有財産の処分の状況及び今後のスケジュールでございますが、昨年7月18日付で事業の核となる観光交流センター「北の防人大湊 安渡館」の敷地用地及び「エントランスポケットパーク」整備用地、この2筆についてむつ市と売買契約を締結いたしました。なお、売買代金は合計935万円でございます。

残る駐車場2筆と旧参謀長官舎敷地につきましては、当初エントランスポケットパーク左側の駐車場及び旧参謀長官舎及び敷地を26年度に、その隣、右側の駐車場を27年度に購入するという予定でございましたけれども、むつ市において学校などの公共施設の耐震改修を優先するということになりまして、旧参謀長官舎及び敷地を27年度に購入する見込みとなりました。

なお、売買契約締結期限である27年6月11日までには確実に契約できる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、報告事項1の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項、御意見、御質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）では、進めさせていただきます。

（2）庁舎等の使用に関する調整の実施状況について

○氏家会長

それでは、引き続きでございますが、報告事項2の説明をお願いいたします。

○沼澤管財部長

続きまして、報告事項２の庁舎等の使用に関する調整の実施状況について御説明させていただきます。

まず初めに、庁舎等の使用に関する調整について、その制度の概要を御説明いたします。

財務省では、既存庁舎の有効活用を図るとともに、集約化に伴う売却可能財産の創出や借受庁舎の縮減を実現するため、官署の入れ替え調整を行っております。

調整対象面積の合計が600平方メートル以上の場合は、庁舎法第4条に基づく使用調整が必要で、財務省に置かれている財政制度等審議会にお諮りした上で、財務本省が庁舎等使用調整計画を策定することとなり、その結果をこの審議会に御報告することとしております。

なお、600平方メートル未満の場合には、国有財産法第10条に基づく調整ということになりまして、財務局において調整することができます。

前回、昨年6月開催の第99回東北地方審議会に御報告して以降、使用調整を実施した事案について御説明します。

これが庁舎法第4条に基づき調整した事案、一番上が1件、さらに調整予定の事案が2件、後のスライドに出てきますけれども、国有財産法第10条に基づく調整を実施した事案が7件、調整予定の事案が4件となっております。

初めに、この画面で庁舎法に基づき調整した案件、一番上の段落です。花巻法務合同庁舎です。盛岡地方法務局花巻支局が遠野支局と北上出張所を統合し、別地単独庁舎へ移転したため、その空きスペースに花巻労働基準監督署と花巻公共職業安定所を使用調整することに伴い売却可能財産が創出されるという事案でございます。

調整が予定される案件というのがその下段でございます。仙台合同庁舎と青森法務総合庁舎です。

2段目にあります仙台合同庁舎は、この庁舎の隣に建築中の仙台合同庁舎増築棟、これが27年9月末に新営予定でして、この既存棟入居官署の一部が移転することに伴い空きスペースが生じることから、その空きスペースに税務大学校仙台研修所、仙台国税局、そして東北農政局を使用調整することにより売却可能財産の創出や借受解消を図る予定の事案でございます。

3段目の青森法務総合庁舎、これは青森地方法務局バックアップセンターが青森法務総合庁舎から退去したことに伴い空きスペースが生じることから、その空きスペースに東北農政局青森地域センターを使用調整することにより売却可能財産を創出する予定の事案でございます。

なお、昨年11月に開催されました地方有識者会議では、仙台市内の庁舎の使用調整計画として、仙台合同庁舎、仙台第2合同庁舎、仙台第4合同庁舎、仙台北税務署庁舎を付議しておりまして、そのうち調整面積が600平方メートル以上である仙台合同庁舎のみ財政審の付議事案となっているものです。その他の庁舎については、10条調整として財務局が使用調整する予定となっております。

同じく、青森市内の調整計画としまして、青森合同庁舎、青森法務総合庁舎を付議し

ておりましたが、そのうち調整面積が600平方メートル以上であります青森法務総合庁舎のみ財政審への付議事案となっております。

その他については、10条調整として財務局が使用調整する予定となっております。

10条調整した事案、案件は、各官署の新たな行政需要に対する庁舎の有効利用や庁舎の集約化を図ったものです。個別の説明は割愛させていただきますけれども、ここに7件ありますということです。

最後に、10条調整の予定案件です。これは先ほど御説明させていただきました仙台市内と青森市内の使用調整において、調整面積が600平方メートル未満の庁舎でございます。

以上で報告事項2の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。ただいま報告事項2でございますが、皆様から御意見、御質問等ございましたらお出しいただきたいと存じます。よろしゅうございますか、進めさせていただきます。（「はい」の声あり）

（3）最近の国有財産行政等について

○氏家会長

それでは、報告事項2を終わりました、報告事項3に移りたいと思います。

報告事項3の説明をお願いいたします。

○大畠管財部次長

管財部次長の大畠でございます。よろしくをお願いいたします。

報告事項3、最近の国有財産行政等について御説明をいたします。

国有財産は、国民共有の貴重な資産でございますので、適正な方法で管理・処分する必要がございます。不要なものであれば売却して国の財政に貢献しておりますし、また、地域社会のニーズに応じて有効に活用しているものもございます。

私からは、こうした国有財産行政における取り組みのうち、最近の動きとして3つ御報告をいたします。1つ目が国家公務員宿舎の削減計画、2つ目が国有財産の活用による地域社会への貢献と復興への取り組み、そして3つ目が国有財産東北地方審議会第100回記念事業でございます。

それでは、スクリーンの方を御覧ください。

未利用国有地などの国有財産ですとか独立行政法人が保有する資産で不要とされたものにつきましては、売却することなどによりまして財政に貢献することが求められております。現在は平成24年に決定されました工程表に基づきまして、平成28年度末までの5年間で売却収入等の合計が5,000億円以上となることを目安として取り組んでいるところでございます。

具体的には、国家公務員宿舎を廃止して跡地を捻出したり、未利用となっております

公用・公共用財産等のうち不要なものがないかどうか監査を行ったりすることで、売却の対象となる未利用国有財産の創出に努めまして、国有財産の売却等の促進を図っております。

ところで、今、国家公務員宿舎を廃止して跡地を捻出すると申し上げましたが、これは国家公務員宿舎の削減計画に基づいて行われております。

この国家公務員宿舎の削減計画は平成23年12月に公表されました。この計画のポイントですが、宿舎は真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めないということで、5年を目途に宿舎の戸数、約21万8,000戸から必要な戸数とされる16万3,000戸まで、差し引き5万6,000戸、割合にして25.5%程度を削減する計画でございます。そして廃止する宿舎につきましては、その跡地をできる限り速やかに売却することなどによりまして国の財政に貢献することとしております。

この計画の実施状況について3点、御報告をいたします。

1点目が宿舎の戸数でございますが、21万8,000戸から5万6,000戸を削減するというようになっておりますが、このスライドの1ポツを御覧いただきますと、平成25年9月1日時点で3万2,000戸が削減されておりますので、計画の約6割が削減されたということになります。

2点目が宿舎の総廃止数ですが、全国に約1万ございました住宅のうち約5,000の住宅を廃止することとしておりますが、約2,000の住宅が廃止されておりますので、進捗状況は約4割ということになります。

そして3点目でございますが、宿舎を廃止した跡地の売却額ですけれども、総額で約480億円となっております。

また、この3ポツの注の2を御覧いただきますと、このうち約337億円が復興財源として充当されております。

なお、東北管内の場合には、東日本大震災からの復興ですとか原発事故への対応のため、ほかの地域の国家公務員が応援に入ってきているということなどもございまして、廃止が予定されている宿舎の廃止期限を延長するというところなどを検討しているところでございます。

以上が国家公務員宿舎の削減計画についての御報告でございました。

続きまして、2つ目の御報告でございますが、国有財産の活用による地域社会への貢献と復興への取り組みについて御説明をいたします。

国有財産は、売却して国の財政に貢献するというだけでなく、地域社会のニーズに応じて有効に活用されているものもございまして。最近の例で申し上げますと、昨年、安倍総理から、待機児童解消加速化プランというものが発表されまして、財務省、財務局といたしましても自治体のニーズを踏まえまして保育所の整備などに国有地を積極的に活用してきております。例えば保育所を整備する用地として国有地を優先的に売却したり、定期借地制度を利用した貸付スキームを積極的に活用したりしております。

こうした待機児童を解消する対策のうち、東北財務局の取り組み例を申し上げますと、この右側の写真を御覧いただければと思いますが、これは仙台市にございます公務員宿

舎宮町住宅の一室をいわゆる保育ママ事業のために使っていただいている例でございます。

このように、国有財産を活用して地域社会への貢献にも努めてきているところでございますが、東北の場合、非常に重要な地域貢献となりますのは、まさに東日本大震災からの復興に向けて取り組むこととございまして、震災以降さまざまな取り組みを行ってきております。その中からいくつか御紹介をさせていただきたいと思っております。

震災以降、東北財務局では、被災者の方々の仮設住宅といたしまして国家公務員宿舎を提供したり、瓦礫置き場、仮設住宅、仮設店舗、そして仮設庁舎の用地として未利用の国有地を提供したりしております。

この写真は、福島県の飯舘村から福島市に避難された方々に国家公務員宿舎である吉倉住宅を提供するため、福島財務事務所の職員が説明会を行っている場面でございます。この吉倉住宅は、老朽化した公務員宿舎を廃止する代わりに建てたものでございまして、完成したばかりの吉倉住宅をそのまま飯舘村の方々に提供いたしまして現在も住んでいただいているという状況でございます。

また、国有地の活用に関する窓口を一元化いたしまして手続の迅速化を図るとともに、円滑な調整を行っております。と申しますのも、国有財産は財務省だけではなく、ほかの省庁もそれぞれ財産を所管しているものがございまして、地方公共団体の皆様にとりましては、それぞれの省庁から、活用することが可能な国有財産に関する情報を入手しなければなりません。そこで、平成23年9月以降、地方公共団体に対して国の情報を提供する窓口を東北財務局に一元化して対応してきているところでございます。

その結果、例えばこのスライドの下に実績とありますけれども、その1つ目と3つ目を御覧いただきますと、福島県郡山市にございます農林水産省ですとか法務省の庁舎で使われていなかったものを、福島県双葉町ですとか富岡町の町役場支所などに使っていたり、この例で申しますと2つ目でございまして、石巻市に所在する国土交通省が所管する国有地を宮城県に提供いたしまして、復興応援職員のための仮設宿舎の敷地として使っていたり、また、上から5つ目の例でございますが、仙台市の霊屋下にございました検察庁の職員宿舎の敷地を災害公営住宅の敷地として仙台市に売却した例など窓口を一元化した効果が表れております。

ちなみに、今、仙台市の霊屋下にありました国有地の例を申し上げましたが、これは一昨年、平成24年6月に開催をいたしました第98回の審議会において御審議をいただいた事案でございます。この財産は、仙台高等検察庁及び仙台地方検察庁が所管する職員宿舎として使用されていたものを平成24年5月に東北財務局が引き受けたものでございまして、その後、同じ年の11月に仙台市に対して災害公営住宅の敷地として減額売払いをいたしました。そして今年の12月には住宅が完成いたしまして、入居を開始する予定となっております。

次のスライドでございますが、これは石巻港湾合同庁舎でございますけれども、この庁舎は津波で壊滅的な被害を受けましたので、建て替える必要がございました。その際に、石巻市の方から津波避難ビルとしての機能を持たせてほしいという要望がございまして、右側の写真が先月末に完成をいたしました新しい石巻港湾合同庁舎ですが、実際

に津波避難ビルの指定を受けまして、庁舎の上の方を御覧いただきますと緑のマークがあるかと思いますが、津波避難ビルのマークがついております。この庁舎の2階から4階に国の行政機関が入ります。

その一つの石巻海上保安署は、先週の木曜日、6月5日から業務を開始しております。そして庁舎の5階には石巻市の備蓄倉庫を設けております。また、屋上が避難スペースとして整備をされております。

ちなみに、この庁舎に入居している行政機関の業務の性質上、港湾に近い場所に庁舎を建築する必要がございましたので、津波が来た場合に備えまして1階はピロティ形式にしております。事務室はございません。また、東日本大震災において津波が到達した高さよりも上の方に2階が設けられております。

ただいまいくつか御紹介申し上げましたように、東日本大震災からの復興に向けて国有財産を活用した取り組みを行ってきております。

東北財務局といたしましては、ほかにも財政、金融の両面においてさまざまな取り組みを行ってきておりますが、時間も限られておりますので御紹介は省略させていただきたいと思っております。

最後に、国有財産東北地方審議会第100回記念事業について御報告いたします。

当審議会は、昭和32年7月に第1回を開催いたしまして、今回100回目を迎えることとなりました。そこで、これまで当審議会に付議させていただいた事案につきまして「地域に生きづく国有地シリーズ」というタイトルで記念冊子を作成したいと考えております。これは東北財務局の広報に活用するほか、これまで貴重な御意見等を賜りました審議会委員の方々ですとか地方公共団体の皆様などにお配りしたいと考えております。

以上をもちまして、報告事項3の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御報告、皆様から御質問、御意見等ございましたらぜひお出しいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。どうぞ、御発言ください。

○大友委員

大友です。

今日初めてなのでいろいろなことを学習させていただいたということなんですけれども、最後の100周年記念事業について冊子を作成するということでしたが、その規模はどの程度、例えば何ページ程度の冊子を何部くらい作成するとか、それ以外に例えばこの内容についてウェブ上から誰でも見られるようにするとか、そういうような細かい計画がありましたら教えていただきたいと思います。

○沼澤管財部長

本日の100回開催を記念にということですので、これから進めます。

これまで審議会に付議された案件が300事案くらいありまして、その300事案のうちこういった形でまとめ切れるのが多分半分ぐらいの事案じゃないかと思います。その半分の事案をさらに、ビフォーアフターの写真等もつけたいと思っていますので、多分そのまた半分くらいになるのかなと。そうすると大体80事案くらいの1件ごとのA4判のビフォーアフターの紙を作り、その上に局長等の挨拶を入れまして、大体100ページくらいの冊子にしたいと考えております。それに当審議会事案のこれまでの経緯とかも書きたいと思ひますし、せつかくの機会ですので、広報活動でも使いたいと考えております。また、各市町村の協力もあります。市町村のコメントも載せることができたらと思っていますので、相当の部数を作ったうえで、当然ホームページにも載せたいと考えております。期日は年度末までということで御理解いただければありがたいです。

○氏家会長

よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。
ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○高瀬委員

これは、仮設住宅の今の3項目、報告事項3の吉倉住宅が提供されているという、新しくできた国家公務員宿舎が被災者に提供されているということですが、そうすると、これは新しく国家公務員が入ろうとして建てたはずなのに、もとの国家公務員の人たちは何処にどうやっているのかちょっと知りたいなと思ひました。

○沼澤管財部長

新しく造ったものは提供しましたので、取り壊す予定の宿舎にまた延長して入っていたり、さらには、もっと空いている部屋があるかどうか、ほかの近くの宿舎を見て、そちらの方に入っていただくと。その後、また削減計画が出ましたので、申しわけないけれども、別を探していただくなど、むしろ被災者の方々を優先させていただいている状況です。

○高瀬委員

もう一つ、そうすると国家公務員宿舎が要らなくなったということにつながるんですか。

○沼澤管財部長

要らなくなったという御批判もありますけれども、いわゆる厚生事業的な、転勤があるから必ず宿舎はありますという昔のイメージはありませんよと。あくまでも必要な人だけが入るのが公務員宿舎であって、本来は民間と同じように自らアパートなりを探しなさいというふうにどんどん変わってきているということで、当然のことながら各省庁にも削減の目標を出していただいて、それ以上は貸しませんよという形になってきてい

ます。今後はそれを随時処分して、税外収入の確保を図りなさいという考え方になっております。

○高瀬委員

この吉倉住宅は、今の災害を受けた人たちがずっと暮らせるということですか。そういう意味ではないですか。

○沼澤管財部長

そういう意味ではございません。ただ、私の方から「出て下さい」とは絶対言えない立場なんです。財務局が追い出しするようなことはできませんので、当然、東北のみならず、関東財務局の宿舎に入っている被災者の方もいらっしゃいますので、それはあくまでも帰還できる体制が整うということが前提条件ですので、御案内のとおり、仙台市の帰還に対する支援の進捗状況と、石巻市さんの帰還に対する支援の進捗状況はまた違うわけでありまして。温度差がありますので、それはこちらの方では声高には言えませんので、極力提供するというスタンスで見守っているところですし、できれば虫食い状態にならないように、1カ所にまとまっていたいただければもっとありがたいとは思いつつも、それは言えないという状況です。

○高瀬委員

今話を聞いていくと、結局は出ていっても国家公務員宿舎は必要でなくなるのかなというふうに感じるんですけども。

○沼澤管財部長

ただ、特に福島は原発問題もありますので、他省庁の出先機関の職員がどんどん入ってきているんですね。その人たちは、民間アパートなどの借受宿舎に入っているわけです。本当はこちらを提供したいんですが、そういったニーズのある国家公務員もいっぱいいるわけですので、だから有効活用はできるんですけども、とはいえ出て行って下さいとは絶対言えないという状況で、民間・民営圧迫だと言われつつもいろいろな借受宿舎を提供していただいているというのが現状です。

○高瀬委員

分かりました。

○氏家会長

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○和合委員

よろしいですか、今の件。

たまたま私、福島の常にここを見ているところなんですけれども、今おっしゃられたように、仮設という形で入られていて、多分ずっと提示されているんですね。それが復興住宅ができない限りは多分延長、延長となってくるんだらうと思うんですけれども、やっぱりどこかであれができないのかなというふうなのと、あと先ほどおっしゃったように、各県から本当にたくさんの方たち、公務員の方たちが支援に来てくださっているんですね。でも、やはりそういう方たちが入る場所というと、私たちも別な形で探してくださいというようなお話も来たり、あと今は本当に温泉の一角を使われて、そこから浜の方に毎日通って、夕方は帰ってきて、朝また出ていくという状況が今福島市内は続いているんですけれども、早く復興住宅の方も進めていただけるような働きかけをいただくとありがたいかなというふうに思っているところでございます。

○沼澤管財部長

ありがとうございます。住宅のみならず、除染した土の保管場所にも国有地を提供しています。その保管場所がまだ行き先がない状況ですから、福島市内にはブルーシートが至るところに目がつく状況ですけれども、やはり少しでも早い復旧・復興を願いたいと思います。ありがとうございました。

○大友委員

国家公務員宿舎の削減計画等の実施状況のところ、基礎的なところを教えてくださいたいんですが、廃止を決定したり予定したりしているものというのは、老朽化したところを優先的に廃止しているのでしょうか。それともそれとは関係なく、売れそうなところから廃止しているのか。

それから、大体老朽化して廃止する場合、何年くらいたったものを廃止しているのか。大学の官舎も結構古いので、実際にはほかの公務員宿舎はどうなっているのかなというのでちょっと興味あります。

○沼澤管財部長

都心以外に所在する宿舎については、築年数が40年以上というのが一応基準になっております。ただ、単なる築年数のみならず、効率性とかそれから規模、それから通勤時間、こういったものを勘案しながら、各省庁から提供されている宿舎の中で削減すべき住宅はここですと、さらに何戸削減してくださいという形で出させてもらっているところでございます。ですから、単純に築年数だけではなく、できるだけ通える場所を残しておきたいということになりますし、あとは耐震性というのか、これも当然加味するような形になっております。

○氏家会長

よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。どうぞ、山田委員。

○山田委員

済みません、私、待機児童解消対策としての国有地等の活用というところで教えていただきたいと思っておりますんですけども、これは恐らく全国での事業かと理解しておりますけれども、これの右の写真を拝見しますと、宿舎を使つての、そこを借りてということになるのでしょうか。いろいろな形があるんだなと思っておりますけれども、この事業のニーズというのでしょうか、一体どういうふうにならっしゃるのかなと。社会的には非常に大きなイシューかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○沼澤管財部長

スライドは宮町住宅の一室をお貸ししているところです。今年の4月から、また仙台市内で2カ所提供しております。さらには山形市内にも1カ所ということで、本当はもっと広い規模で保育園敷地という形で提供できれば一番いいと思います。今調整をかけている事案もあります。宿舎跡地を保育所として使えるのであればということで一応協議している事案が2件ほどございます。この保育ママ事業では、仙台で3件、山形市で1件と、これは実際に提供している事案でございます。

○山田委員

ありがとうございます。今どんどんとひょっとするとこれから増えてくるかもしれないというんですか、始まったばかりの事業ですか。

○沼澤管財部長

2年前からです。

○山田委員

2年前から。具体的に伺いたかったので、ありがとうございます。

○沼澤管財部長

ただ、廃止計画がありますので、いつまで継続して提供できるのかというジレンマもございますけれども、手を挙げてもらえるのであれば、一部屋でも空いていれば「いかがですか」と言えますけれども、保育ママ事業というのは5階にあってもだめなんです。1階で子どもさんたちが出入りできる場所、できれば角地という形になると、そういう宿舎がうまく提供できればいいんですけども、なかなか難しい部分もございます。

○山田委員

ほかの利用との兼ね合いで調整も必要でいらっしゃると。

○沼澤管財部長

はい、そうですね。

○山田委員

例えば工夫して、空いた土地を例えば保育園にするとか認定こども園の方に売却ということももちろんあり得るということで。

○沼澤管財部長

そうです。それが今協議しているものが2物件ほどございます。

○山田委員

物件としてもうおありということですね。理解いたしました。ありがとうございます。

○氏家会長

ありがとうございました。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

以上で本日予定してされておりました議題は全て終了でございます。

議事録につきましては、事前に皆様に御確認いただきました上で、東北財務局のホームページで公開することとなりますので、御了解願います。

それでは、岸本局長さんから何かありましたらどうぞ。

○岸本局長

本日は大変お忙しい中、また遠方からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、いろいろと御指摘賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

国有財産行政は、私ども財務局の職員にとりましては、その重要な柱となっております極めて重要な仕事でございます。一つは国家財政に貢献するというのもございますけれども、また違う面から申しますと、それぞれの地域の街づくりをどのように考えていくか、そこに財務局としてどのように貢献していくことができるかということもございます。国有地はそれぞれの地域にとってかなり重要なところにあたりいたしますものですから、そういうものをうまく御活用いただいて、いい街をつくっていくことに私どもとしてもぜひ貢献していきたいと考えております。

今後いろいろと御意見を伺う機会、あろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、会議の場を離れましても、よろしければ私どもの方へ御意見などをお寄せいただければ、私どもとしては非常にありがたいと考えておりますので、会議に限らず、これから日々の行政を御指導いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

〔 8 . 閉 会 〕

○氏家会長

ありがとうございました。

これもちまして第100回国有財産東北地方審議会を終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。